

関係機関への届出

催事開催に際し、その内容に応じて関係官庁・諸機関への届出が必要です。
当センターに概要をご相談の上、法令等で定められた届出事項や実施計画に関する必要事項について、
利用者が定められた期日までに届出及び許認可の申請を行ってください。

- 関係機関へ届出する申請書等の写しを当センターに提出してください。

■ 関係機関一覧

届出内容	届出機関	電話番号
禁止行為（裸火の使用、危険物の持込等）の一時的な解除を希望する場合	台東区日本堤消防署予防課査察係	03-3875-0119
防犯・警備について 催事当日に混雑が予想される場合	警視庁 浅草警察署警備課	03-3871-0110
食品加工・試飲試食を行う場合 興行場に該当する場合	台東保健所生活衛生課	03-3847-9466
酒類を販売する場合	東京上野税務署	03-3821-9001
著作権のある音楽を使用する場合	一般社団法人日本音楽著作権協会 (JASRAC)	03-5321-9881

[禁止行為の解除申請]

- ・ 禁止行為（裸火の使用、危険物の持ち込み等）の一時的な解除を希望する場合は、管轄の消防署に解除申請の手続きをする必要があります。
1 催事につき1承認です。複数の解除申請を行う場合は主催者責任でとりまとめてください。

《申請に要する書類》

- ・ 「催物の開催届出書」（消防様式）添付：装飾図面（2部）
- ・ 「禁止行為の解除承認申請書」（消防様式）添付：装飾図面（2部）、
- ・ 「予防管理組織及び自衛消防組織編成表」／使用状況図／機器の仕様カタログ等

[催事の防犯・警備]

- ・ 著名人の来場等で大幅な混雑が予想される場合は、予め管轄の警察署で防犯対策等の確認及び指導を受ける必要があります。

[食品・飲料の取り扱い]

- ・ 食品の調理加工、試飲試食、販売等を行う場合は保健所の許可が必要です。

[酒類の販売]

- ・ 一定期間臨時に販売場を設けて酒類を販売しようとする場合には、期限付酒類小売業免許を受ける必要があります（酒税法第9条第2項）。
- ・ この期限付酒類小売業免許は、酒類製造者または酒類販売業者が、博覧会場、即売会場その他これらに類する場所において、酒類を販売できる免許です。下記のすべての要件を満たすことが必要です。
 - (1) 酒類を販売する目的が、特売または在庫処分等でないこと。
 - (2) 販売場は、契約等により場所が特定されていること。
 - (3) 開催期間または期日があらかじめ定められていること。

[音楽著作権使用許諾申請]

- ・ 入場料を課金する催事、物販等営利目的の催事に該当し、音楽著作権が存続している音楽（歌や演奏、BGM、映像等）を利用する場合は、申請が必要です。